

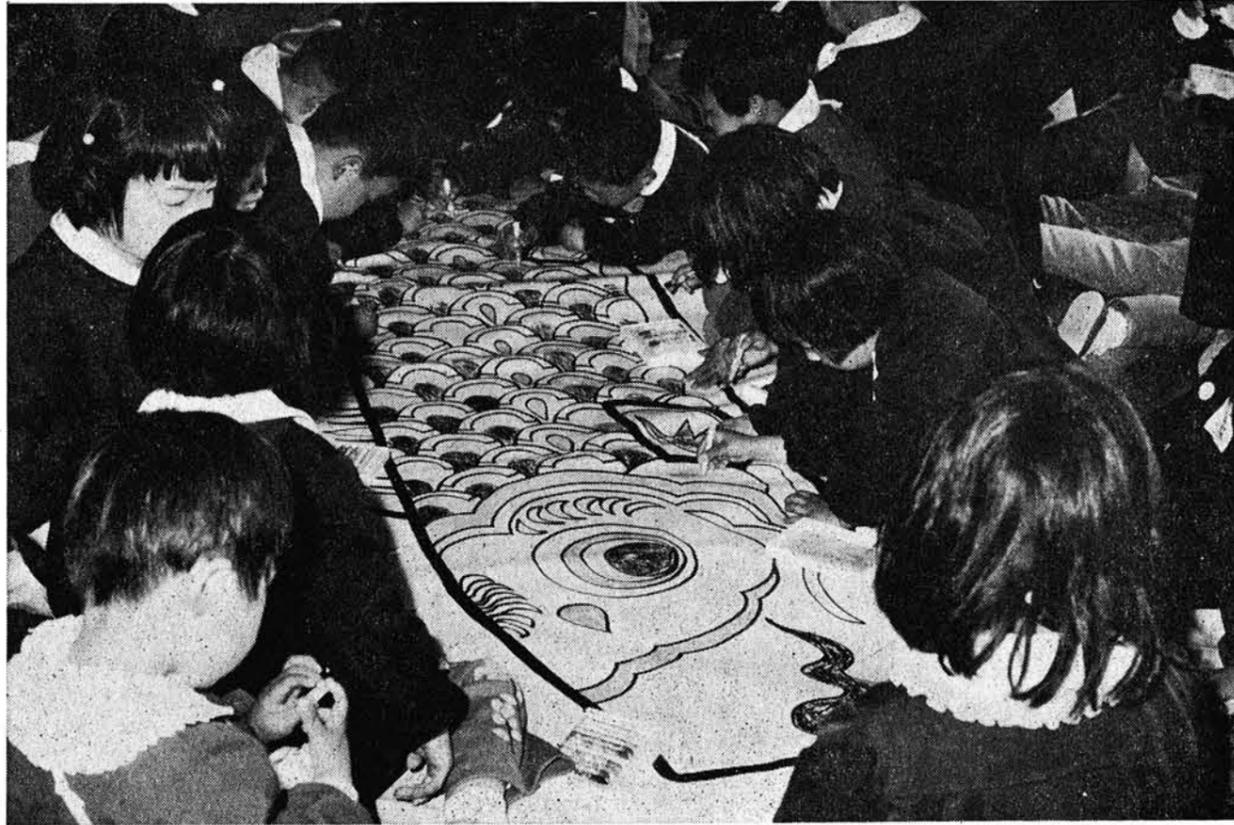


よいた

町だより 町長川上平吾

No. 71 5月号

昭和47年 5月10日 ■発行／与板町 (代表者与板町長川上平吾) ■編集 与板町だより編集委員会



ワァー大きなこいのほり

みんなクレヨンをもつていっしょけんめい

5日は「こどもの日」です。国民の祝日の一つですから、おとなもいっしょに休めたわけですが、「子ども」というのは何歳から何歳までをいうのか、まだわかっていない方にちよつと。

児童福祉法によりますと「児童とは、満18歳に満たない者をいい……」とあり、さらに、児童を3段階に分けています。満1歳に満たない者を乳児。満1歳から小学校就学の始期に達するまでを幼児。そして、小学生から満18歳までを少年、としてあります。子どもを心身ともに健やかに育成する責任は保護者、国、県、町が負うことになっています。昭和25年5月5日に「児童憲章」が定められ、内容は、憲法の精神にしたがって定められたもので、児童は人として尊ばれ、社会の一員として……よい環境の中で育てられることをうたっております。

人口の動き

| | | | |
|-------------|--------|---------|-----|
| 4月30日現在 | | | |
| ()は3月末との比較 | | | |
| 人口 | 7,949人 | (- 30人) | |
| 男 | 3,867人 | (- 22人) | |
| 女 | 4,082人 | (- 8人) | |
| 世帯 | 1,807 | (+ 4) | |
| 出生 | 6人 | 死亡 | 9人 |
| 転入 | 53人 | 転出 | 80人 |

- 小学校移転用地決る……………2
- 天皇、皇后両陛下の奉迎について……………3
- でんでんコーナー……………3
- 老令年金の受給権を……………4
- 優良従業員表彰……………4
- 古材は六〇cmに……………5
- 新卒者雇用希望の方へ……………5
- ダイヤマークは……………5
- ポストコーナー……………5
- 保育料の改正について……………6
- 道路をきれいに……………7
- 町民の声……………7
- 与板の歴史をたずねて……………7
- 保健衛生だより……………8
- おしらせ……………8

おもな内容は

保健衛生だより

- 5月11日(木) 13時30分～15時
ツベルクリン判定及びBCG
与板保育園にて、園児
- 5月16日(火) 13時30分～15時
ツベルクリン
中学生、判定及BCGは18日
- 5月17日(水) 13時30分～15時
乳児検診
母子センターにて
- 5月23日(火) 13時30分～15時
ツベルクリン
対象者
S41.4.3～47.1.31出生児
堂前中島町、中町、舟戸より上の方
判定及BCGは25日です。
- 5月24日(水) 13時30分～15時
ツベルクリン
対象者
S41.4.3～47.1.31出生児
新町、馬場丁、中河岸、五軒町より下の方
判定及BCGは26日です。
- 5月31日(水) から6月5日(月)まで
レントゲン(間接撮影)個人通知をします。
- 6月7日(水) 13時30分～15時
妊婦検診
母子センターにて
- 6月13日(火) から6月16日(金)まで
成人病1次検診



県身障体育大会に協力を
六月二十五日に第十回新潟県身障者体育大会(中越会場)が県立与板高等学校グラウンドにて開催されます。中越各地から二〇〇〇人位の参加者がありますので、町ではこの大きな大会を成功させるよう努力していますが、町民各位の御協力もよろしく願います。

第八回県民スポーツの日に
第二回町民サイクリング
元気にベタルをふんで健康なからだをつくりましょうと六月四日(日)町民サイクリングを行います。進んで参加してください。

五月一日から
春の環境衛生月間はじまる
生活環境を清潔にすることからその生活環境の保全および公衆衛生の向上を図り、住民一人一人が清掃、衛生に対する認識を深め、又健康で明るい郷土を作るために実施するものであります。
一、清掃日を
下水、側溝、公共施設等一斉に清掃するため一日清掃の日を決め実施す

二、家屋内外の清掃を
家屋内外の環境整備を実施するとともに、外まわりの不用品の整理、清掃と、特に家畜舎の汚水、汚物の衛生処理を喚起するよう。
三、ハエ、蚊の防除対策について
衛生害虫を未前に防止するため清掃と併せて防除薬剤を利用するよう。
毎月二十二日は
行政相談日です
行政全般に対する苦情や、相談意見に応じています。相談委員には、平沢キヨさんが委嘱されています。
会場 消防本部二階和室
時間 午前九時から
午後三時まで

とじて保存して下さい

老令年金の受給権を ガツチリと!!

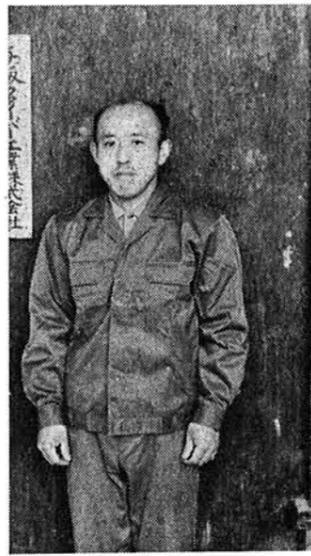
特例納付の期限が迫りました

保険料特例納付の期限は、六月三十日、あと二ヶ月あまりに迫りました。国民年金の老令年金を受けるとは通常二十五年以上の受給資格期間(保険料納付済期間や免除期間で満たされていることが条件)が必要ですが、しかし、制度発足当時、明治四十四年四月二日から昭和五年四月一日までに生れた人に対しては、年令に応じて二十四年から十年にその受給資格期間を短縮する措置が別表のとおりとられています。しかし、中には、長期の滞納期間により将来、老令年金を受給することのできない者も現われたため、昭和四十四年の法律改正により、過去の

時効にかかっている期間も、月額四百五十円を納めることのできる特例納付の措置が設けられた。この特例の対象者は、強制加入者や高令任意の加入者ですが、前に加入者であった期間についても、また、制度への未加入者であっても、加入の手続きをとれば前にさかのぼって納めることができま。将来は、高令者の大部分が老令年金を受給する時代となりま。年金制度から取り残されないように、この機会を是非ともお見逃しなく。詳しくは役場国民年金係へ注、現在無拠出で受けられていた老令年金は明治四十四年四月一日以前に生れた方に限られています。

永年優良従業員表彰

田中敏明さん等に



例年の通り町では優良従業員(四十六名)を六日、商工会の第十二回通常総会において表彰が行なわれま

。二十五年度表彰…一名
。二十年勤続表彰…三名
。十五年勤続表彰…九名
。十年勤続表彰…十四名
。五年勤続表彰…十九名

田中敏明さんは昭和五年八月八日生(四十二才)で、昭和二十二年二月より与板フアイバー工業K Kに勤め、現在第一工場長として工員と社長の信頼を得ている。

相沢藤雄
小川石太郎、宮行雄、
。二十年勤続表彰…三名
。十五年勤続表彰…九名
。十年勤続表彰…十四名
。五年勤続表彰…十九名

別表

| 生年月日 | 昭和47年4月1日における満年齢 | 年金を受けるに必要な最低納付期間 | 年金額(月額) |
|--------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 大正5.4.1以前に生れた人 | 55歳以上 | 10年 | 60,000円(5,000円) |
| " 5.4.2~大正6.4.1 | 54~55歳未満 | 11年 | 62,400円(5,200円) |
| " 6.4.2~ " 7.4.1 | 53~54 " | 12年 | 64,800円(5,400円) |
| " 7.4.2~ " 8.4.1 | 52~53 " | 13年 | 67,200円(5,600円) |
| " 8.4.2~ " 9.4.1 | 51~52 " | 14年 | 69,600円(5,800円) |
| " 9.4.2~ " 10.4.1 | 50~51 " | 15年 | 72,000円(6,000円) |
| " 10.4.2~ " 11.4.1 | 49~50 " | 16年 | 74,400円(6,200円) |
| " 11.4.2~ " 12.4.1 | 48~49 " | 17年 | 76,800円(6,400円) |
| " 12.4.2~ " 13.4.1 | 47~48 " | 18年 | 79,200円(6,600円) |
| " 13.4.2~ " 14.4.1 | 46~47 " | 19年 | 81,600円(6,800円) |
| " 14.4.2~ " 15.4.1 | 45~46 " | 20年 | 84,000円(7,000円) |
| " 15.4.2~昭和2.4.1 | 44~45 " | 21年 | 86,400円(7,200円) |
| 昭和2.4.2~ " 3.4.1 | 43~44 " | 22年 | 88,800円(7,400円) |
| " 3.4.2~ " 4.4.1 | 42~43 " | 23年 | 91,200円(7,600円) |
| " 4.4.2~ " 5.4.1 | 41~42 " | 24年 | 93,600円(7,800円) |

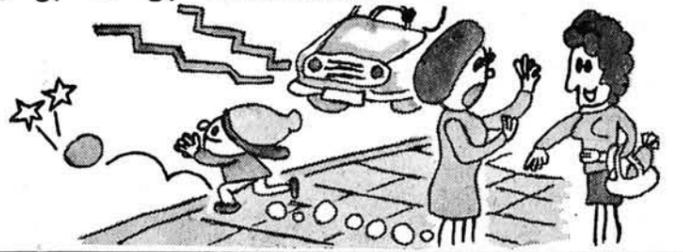
町民バレーボール大会盛会に終る

四月二十三日、町民バレーボール大会が与板小学校で行なわれました。参加十二チーム、ママさんチームも参加して日頃の練習成果を発揮、各チームとも熱戦をくりひろげ

ました。
成績
一位 役場チーム
二位 蔵小路チーム
三位 土木事務所チーム
安永チーム

ぼく青になるまでまつよ(交通安全教室)

幼い子どもの事故で多い場合はお母さんがそばについていても手をつながないで歩いていたり、お母さんが買物や立ち話に夢中になつて注意がそれたときに急に走り出したりしたときに多いようです。



古材は六〇cmに

廃棄物処理の法の改正

今日、わが国における産業活動の拡大、生活の向上等に伴って排出される各種の廃棄物は、膨大な量にのぼり、その質もまた著しく変化しております。特に産業廃棄物の多くは、有害物質や処理の困難な物質を含み、公害の原因ともなっております。このような実態にかんがみ、産業廃棄物に關し事業者の処理責任を明確にするるとともに、市町村が行なう一般廃棄物の処理区域の拡大など、現行の清掃法がこのたびその改正に伴い、与板町の廃棄物(ごみ危険物)の処理及び清掃に関する条例が、三月二十五日定例議会に於て議決公布されました。

一、清潔の保持について
土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の清掃し一般廃棄物を清潔に保持するとともに、便所及び汚物容器等を衛生的に維持管理しなければならぬことになりました。

二、多量の一般廃棄物について
事業活動に伴う多量の一般廃棄物の運搬、その他については、町長が指示することが出来る範囲は次のとおり決まりましたので協力下さい。

(一)ごみ、一日排出量おおむね一〇kg以上
(二)粗大ごみ
(三)その他の一般廃棄物、町長が必要と認める量

これらはずべて焼却、破砕、切断若しくは圧縮などした上で町長の指示に従い搬入して下さい。次に建築廃棄材及び木くずは、乾燥されたもので、おおむね長さ六〇cm以内に切断し、もしくは破砕して下さい。食品営業などにより多量の水分を含む一般廃棄物は、充分水切りをした後、町長の指示する容器などで搬入して下さい。

三、住民の協力義務
土地又は建物の占有者が自分から処分したい一般廃棄物については可燃物、不燃物に区別して各別の適当な容器に収納し町長の指示する方法に協力して頂くことになりました。次に容器には、有毒性、危険性、その他町の行なう取

に努めなければなりません。不法投棄を発見した方は速かに町長に通報して下さい。

二、多量の一般廃棄物について
事業活動に伴う多量の一般廃棄物の運搬、その他については、町長が指示することが出来る範囲は次のとおり決まりましたので協力下さい。

(一)ごみ、一日排出量おおむね一〇kg以上
(二)粗大ごみ
(三)その他の一般廃棄物、町長が必要と認める量

これらはずべて焼却、破砕、切断若しくは圧縮などした上で町長の指示に従い搬入して下さい。次に建築廃棄材及び木くずは、乾燥されたもので、おおむね長さ六〇cm以内に切断し、もしくは破砕して下さい。食品営業などにより多量の水分を含む一般廃棄物は、充分水切りをした後、町長の指示する容器などで搬入して下さい。

三、住民の協力義務
土地又は建物の占有者が自分から処分したい一般廃棄物については可燃物、不燃物に区別して各別の適当な容器に収納し町長の指示する方法に協力して頂くことになりました。次に容器には、有毒性、危険性、その他町の行なう取

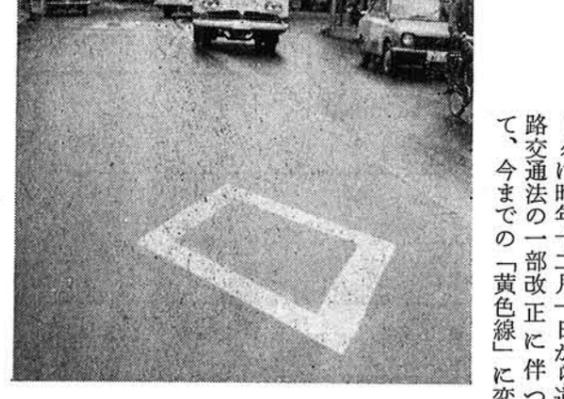
新卒者雇用希望の方へ

新規学校卒業者は年々減少していることから、求人難は益々深刻となつてまいりました。そこで地元就職を促進するために、より早く地元企業の実体と求人申込み状況を知り、立入検査も実施することもありますので御了承下さい。

尚具体的問題で疑問がありましたら、役場の住民課にお問合せ下さい。

五月一日から
六月一日から
七月一日から
八月一日から
九月一日から
十月一日以降
中卒は十一月一日以降
申込み、問合せは長岡職業安定所求人係へ
電話 長岡 〇〇五〇

ダイヤモンドは 追越し禁止



みなさん、最近道路に大きな白い菱形の道路標識に感じられたことでしょうか。このマークは昨年十二月一日から道路交通法の一部改正に伴つて、今までの「黄色線」に変わ

つた「ダイヤモンド」です。これは横断歩道手前三十メートルに標示され、そこから横断歩道までは追越し禁止区間、横断歩道を歩いている人がいる時はいつでも止まられる準備をせよという「ダイヤモンド」です。

運転者のみなさん、もう一度確認して、歩行者の安全と交通事故防止を計つて下さい。

先月号の「舟戸の北側駐車禁止」の記事の図で交互駐車(△〇印)の区間が仲町で切れていましたが新町の中村組前の道路までですので訂正して、お詫びいたします。

なお、今年度中には稲荷町の福田屋さん前までこの交互駐車区間が延びる予定です。その時まで、駐車違反を行わないよう御注意ください。

家族づれなどの旅行に最適 全国に四十五か所

旅行のシーズンです。ご家族づれ、職場など旅行もいまだんと多くなっています。旅行プランをおたてになるときは全国各地の温泉地や景勝地などに設けられている簡易保険の「保養センター」をご利用ください。

信越には鹿教湯、諏訪、妙高の三か所と七月には佐渡にオープン予定があります。

料金は一泊二食付千五百円程度、日帰りは百五十円程度と格安です。

郵便貯金 婦人モニター募集

郵政省では郵便貯金利用者のみなさんの意見や要望などを直接収集して業務内容の改善やサービスの向上に役だてるため、郵便貯金婦人モニターを次のとおり募集します。

依頼事項アンケートに回答のほか随時批判、意見、要望など寄せていただく。

資格 二十歳以上の女性
任期 依頼の日から四十八年三月末日まで
募集人員 信越で百人

保育料及び保育単価が改正されました

◎昭和47年4月1日から保育単価が次のように改正されました。

1. 保育料(保護者から納めて頂く月額です)

| 各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分 | | 徴収基準額(月額) | |
|------------------------|--|----------------|---|
| 階層区分 | 定 義 | 3才未満児の場合 | 3才以上児の場合 |
| A | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む) | 0円 | 0円 |
| B | A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯 | 0 | 0 |
| C ₁ | 前年度分の市町村民税のうち均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯) | 2,250円(1,120円) | 1,800円(900円) |
| C ₂ | A階層及びB階層を除き前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯 | 2,650円(1,320円) | 2,250円(1,120円) |
| C ₃ | 前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上である世帯 | 2,900円 | 2,500円 |
| D ₁ | 前年分の所得税課税額が3,000円未満である世帯 | 3,500円 | 3,150円 |
| D ₂ | A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税額が3,000円以上30,000円未満である世帯 | 5,000円 | 保育単価 3・4才以上 4,900円 |
| D ₃ | 前年分の所得税課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯 | 6,400円 | 保育単価3才 6,200円 4才以上 5,220円 |
| D ₄ | 前年分の所得税課税額が60,000円以上90,000円未満である世帯 | 9,100円 | 保育単価(但し、その額が8,900円を超えるときは8,900円とする) 3才 6,370円 4才以上 5,220円 |
| D ₅ | 前年分の所得税課税額が90,000円以上である世帯 | 保育単価(16,170円) | 保育単価 3才 6,370円 4才以上 5,220円 |

◎C₂階層並びにC₃階層に属する世帯から2人以上の児童が入所している場合は、その2人目以降の児童に対して徴収基準額が半額徴収基準額(括弧内の数値)となります。

固定資産税額による附加基準表

| 徴収基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分 | 認 定 する 階 層 |
|---|-------------------|
| C ₁ に属し、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯 | C ₂ 階層 |
| C ₂ に属し、前年度分の固定資産税課税額が6,000円以上である世帯 | C ₃ 階層 |
| C ₃ に属し、前年度分の固定資産税課税額が8,000円以上である世帯 | D ₁ 階層 |
| D ₁ に属し、前年度分の固定資産税課税額が10,000円以上である世帯 | D ₂ 階層 |

2. 保育単価(保育所に対して町が支払う児童1人当りの月額単価です。徴収基準額表の保育単価とは計の(A)の額となります。)

| 年令区分 | 基本分保育単価 | 寒冷地手当の加算額 | 児童用採暖費加算額 | 計 (A) | 民間調整加算額 | 合 計 |
|-------|---------|-----------|-----------|---------|---------|---------|
| 3才未満児 | 15,690円 | 430円 | 50円 | 16,170円 | 680円 | 16,850円 |
| 3才児 | 6,200円 | 120円 | 50円 | 6,370円 | 250円 | 6,620円 |
| 4才以上児 | 5,050円 | 120円 | 50円 | 5,220円 | 190円 | 5,410円 |

不正大麻. けし撲滅運動

期間 5月16日から6月30日まで

<大麻> インド大麻草には、麻酔作用があつて、めいいてい、睡眠を誘発する成分のカンナビノールが含まれ、反復使用すると必ず慢性中毒になるので、国際条約に基づき厳重な取締りが行なわれています。

<けし> けしには、麻薬の原料植物となるパパヴェル、ソムニフェルム、エルおよびセチゲルム種があり、あへん法という法律でこの栽培は厚生大臣の許可が必要です。新潟県には栽培許可者はありません。したがって該当するけしは、たとえ一本でも栽培することはできません。

しかし、その他のおにげし、ひなげし等は観賞用に植えてもさしつかえありません。

道路をきれいに

無許可工作物等に罰則が

道路はみなさんのものでもあります。最近の交通事故の激増に伴い道路の側からの交通事故を無くするためにも是非みなさんの御協力を御願いたします。

常に気持ちのよいきれいな道路を保持するために本年四月一日から道路法の一部が改正されました。次のようなことを許可を得ないで行ないますと最高五万円以下の罰金、六

ヶ月以下の懲役の罰則がありますので充分注意して事前に道路管理者(与板土木事務所長)の許可を受けてください。

道路の敷地内に建築の足場・商品・材木・看板等を置くこと。

水管・下水道管・ガスパ等を埋めること。

道路の法(のり)を埋めて住宅・車庫の出入口を

作ること。

道路側溝に住宅等の排水を流し込むこと。

道路の附属物(ガードレール等)をこわしたり、路面に土砂・ゴミ・汚水等を出すこと。

だいたい以上のようなことですが五月には、天皇・皇后両陛下が全国植樹祭におでましにされるさい、寺泊町・与板町・三島町を御巡幸なされることになっておりますので、御巡幸道路に当る沿道については近日中に無許可工作物(ハサ木・看板等)・ゴミ・材木等の撤去を行ないますので何分とも、みなさま方の御協力を御願ひ申し上げます。



質問

町民運動会についてですが町民運動会とは、与板町の町民の運動会なんだから大人ばかりで、でやらないで子供にもなにかやるようにしてください。

だつて、子供でも与板町の町民にはかわりないじゃないですか！

ぜひ子供のしゅもくをつくってください。

Y.S

回答

毎年町民運動会を開催してまいりましたが今年で二五回目になります。町民運動会は三十九年の新潟国体を期して県民スポーツの日が六月十日と定められました。その時、現在の消防本部の前にある火焔土器の聖火台を造り中学校グラウンドにて盛大におこなわれました。そして、東京オリンピックが十月十日に開催され、この大会を記念して「体育の日」がもうけられ、祝日となつております。

その後、昨年まで当日になると雨天となり、やむなく屋内体育館に変更され、プログ

ラムもついで町内対抗の大人の種目が主体となり、園児、小学生、中学校対象の町内対抗以外の種目が除外されてきました。

町内の応援も年々盛大になり、子供達の応援は日頃運動にあまりえんのない大人も、つい張切つて、つかれもわずれて奮闘しています。

本年も町民運動会が開かれますが子供達が気楽に出場でき賞品も必ずもらえるような種目を計画しております。今年も雨がふらないように願いたいものです。

与板の歴史とたずねて

十七、明治年代の災害とその対策

明治年代も、各地に災害が多く、その対策が全国的にはかられるようになり、政府では内務省がその任にあたり、各県・市町村も災害に備える体制を次第に整えてゆきました。

与板の災害と対策

与板は明治元年(慶応四年)戊辰戦争の最中に、大洪水で荒廃をうけたが、明治四年の新しい行政区画・戸長制度、明治十二年の郡役所の設置、町民の活躍、などで町づくりが進みました。

明治二十年には旧与板(余与板は明治三十四年、中田・南中・吉津・広野・高野・横原・山沢は昭和三十年、馬越は昭和三十二年、岩方は昭和三十四年、合併したのです)の人口六、六二一人、戸数一、五八五戸で、町の体制が整えられてゆきました。

ところで、明治年代も災害多く、明治十六年七月の堂前からの出火は南新町・中町・上町・宮下町を焼きつくし、南新町以南は焼け野原となつたのです。この火災以後、色々と対策が考えられ、明治二十年には私設の火防夫組合ができ、町組・ふ組・稲組の消防組が



明治29年の大洪水(浸水した南新町)

つくられ、それぞれ竜吐水という押し上げポンプなどを備えました。町でも嚴重な火の用心や、積雪時は道路を踏みつけ火災の時に支障のないよう、達しを止ました。与板警察署に火ノ見梯子をつくり、火災時の鐘打ちの合図も決めました。

また明治二十七年に国の消防組規則ができ、町の消防組織が強化されたのです。

一方、信濃川は交通の道脈であり、豊かな水資源ですが、一度豪雨に見舞われると大洪水となり、明治年間、県下の大洪水は十八回もあり、中小規模の洪水は数えきれなかつたのです。

このような水害の復興もまだ不完全な、明治三十二年五月、片町から出火し、宮下町・上町・蔵小路を焼いた大火がありました。

こうした災害に対して、充実した防火体制は大正から昭和にかかり、水害対策としては、大正十一年の大黒川改修工事・堤防工事による津分水竣工や昭和に至るまたねば、長年の悲願は達せられなかつたのです。



明治29年の大洪水(浸水した南新町)

小坂 覚